

令和7年

第4回定例会議案書

会期 自：令和7年12月2日
至：令和 年 月 日

議案第 87 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 処 分 事 項 | 物損事故に対する損害の賠償 |
| 2 専決年月日 | 令和 7 年 10 月 23 日 |

専 決 処 分 書

令和7年7月21日、公用車の運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年10月23日

白浜町長 大江 康弘

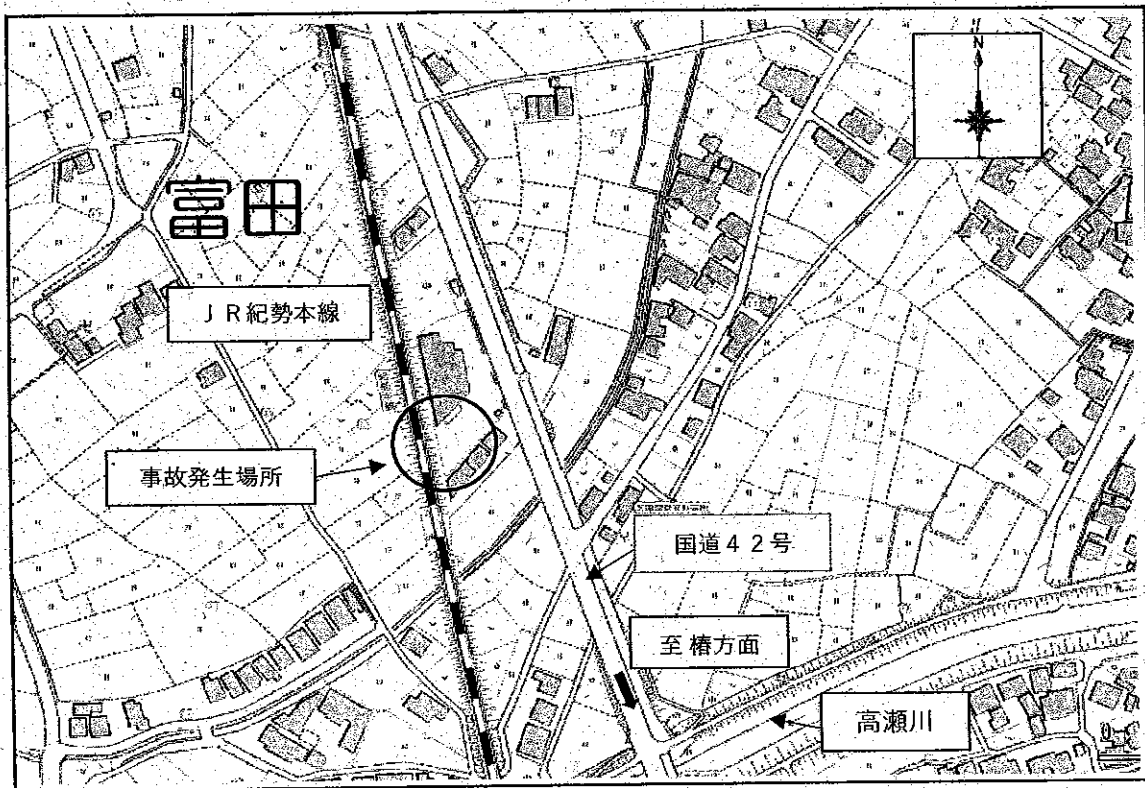
記

1. 賠償の理由 物損事故
2. 賠償の金額 一金990,000円
3. 賠償の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町内
法人

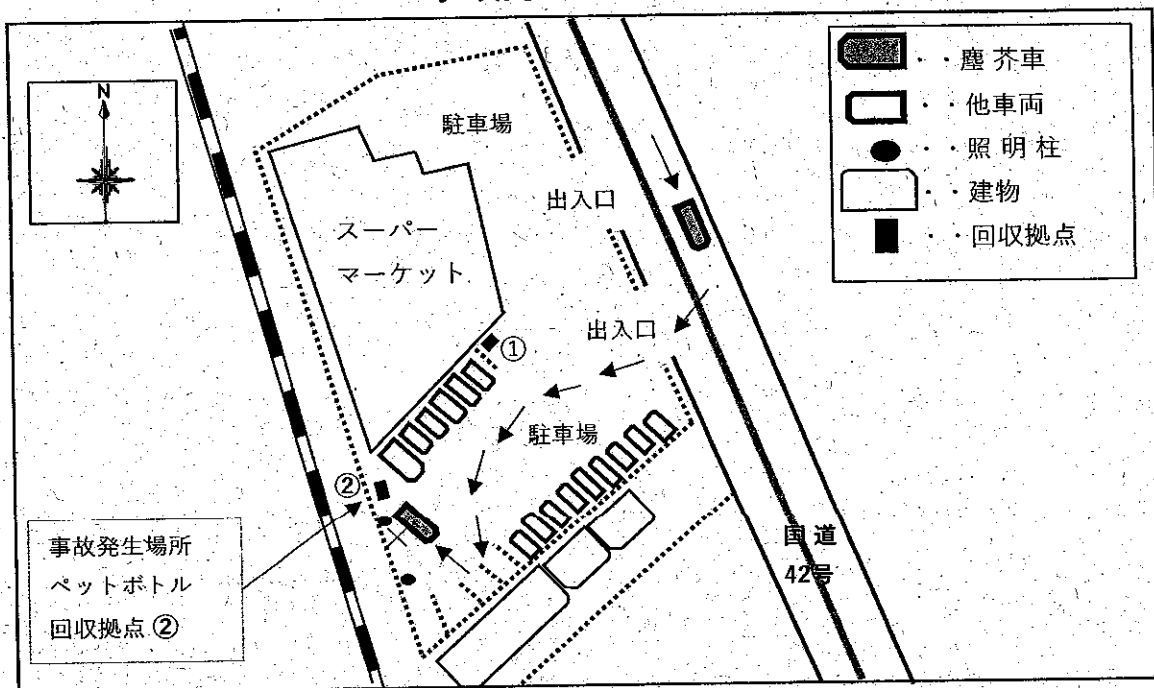
物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

1. 事故発生日時 令和7年7月21日（月） 午前10時15分頃
2. 事故発生場所 和歌山県西牟婁郡白浜町富田541番地の1
3. 事故の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町内
法人
4. 事故の概要 生活環境課職員が富田地区廃ペットボトル回収場所付近にて、公用車（塵芥車）を回収場所へ向けて後進させた際、不注意により、公用車右側後部が照明柱に接触し、当該照明柱を破損させた。
5. 損害額 白浜町
0円
事故の相手
990,000円
6. 示談内容 損害額については、過失割合（町100%、相手0%）で負担する。
7. 賠償額 990,000円

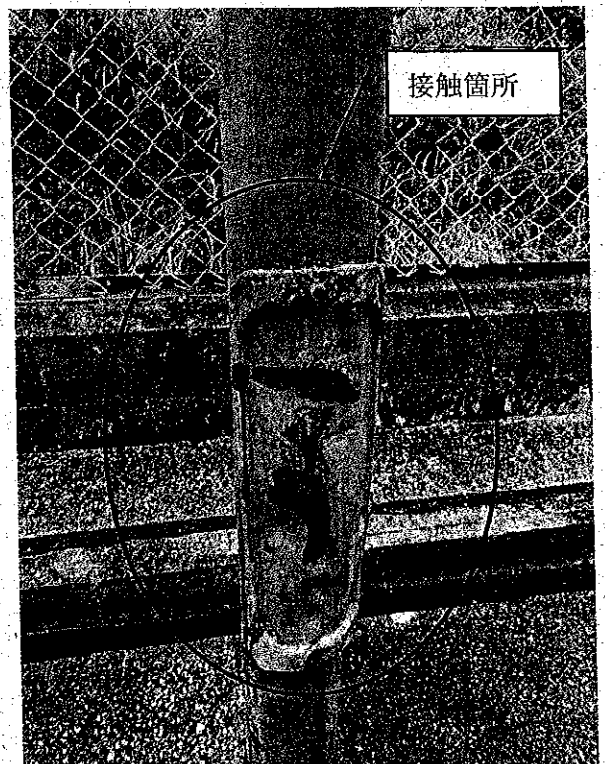
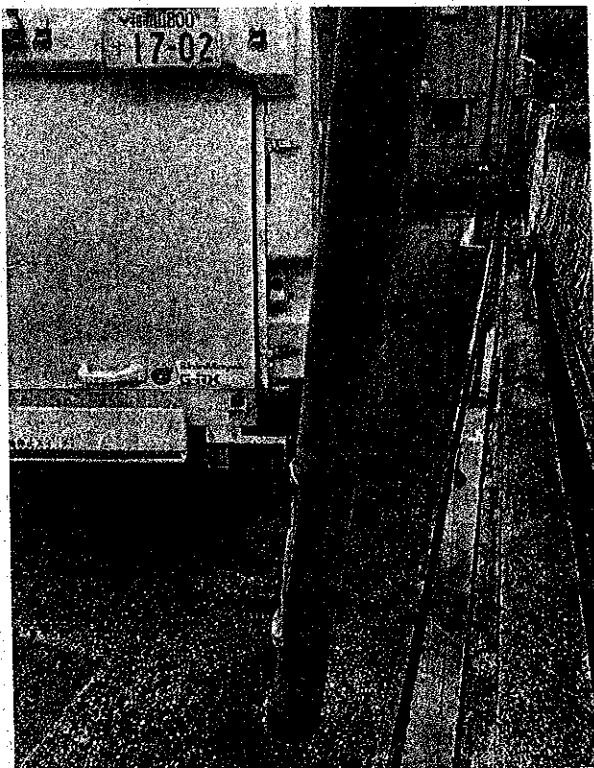
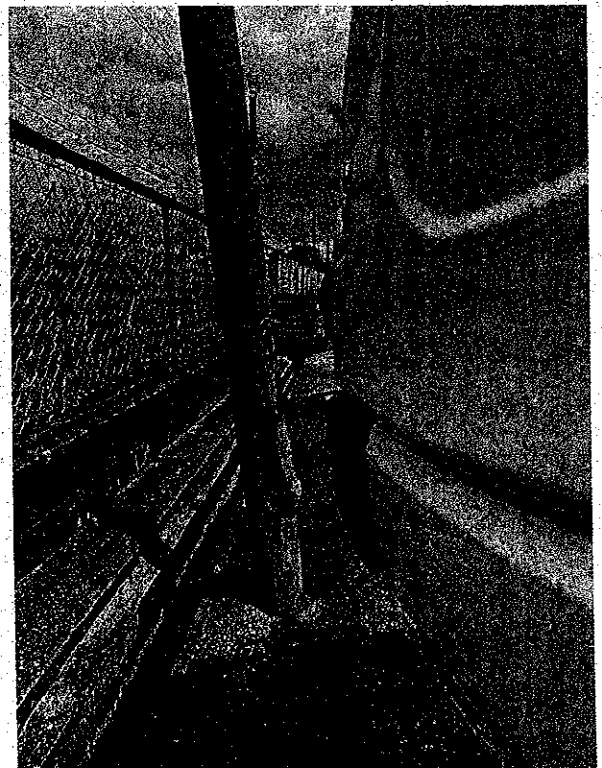
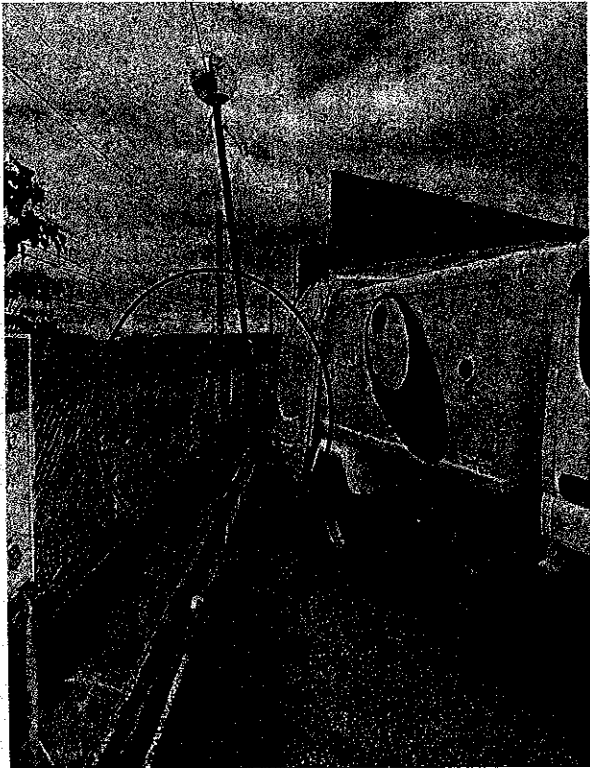
事故発生場所位置図



事故発生場所状況図



事故発生場所及び状況



接触箇所

議案第 8 8 号

専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 処 分 事 項 | 物損事故に対する損害の賠償 |
| 2 専決年月日 | 令和 7 年 1 1 月 1 9 日 |

白専第10号

専決処分書

令和7年9月17日、農道師走線沿いにおいて発生した物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年11月19日

白浜町長 大江 康弘

記

1. 賠償の理由 物損事故
2. 賠償の金額 一金115,500円
3. 賠償の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町内
法人

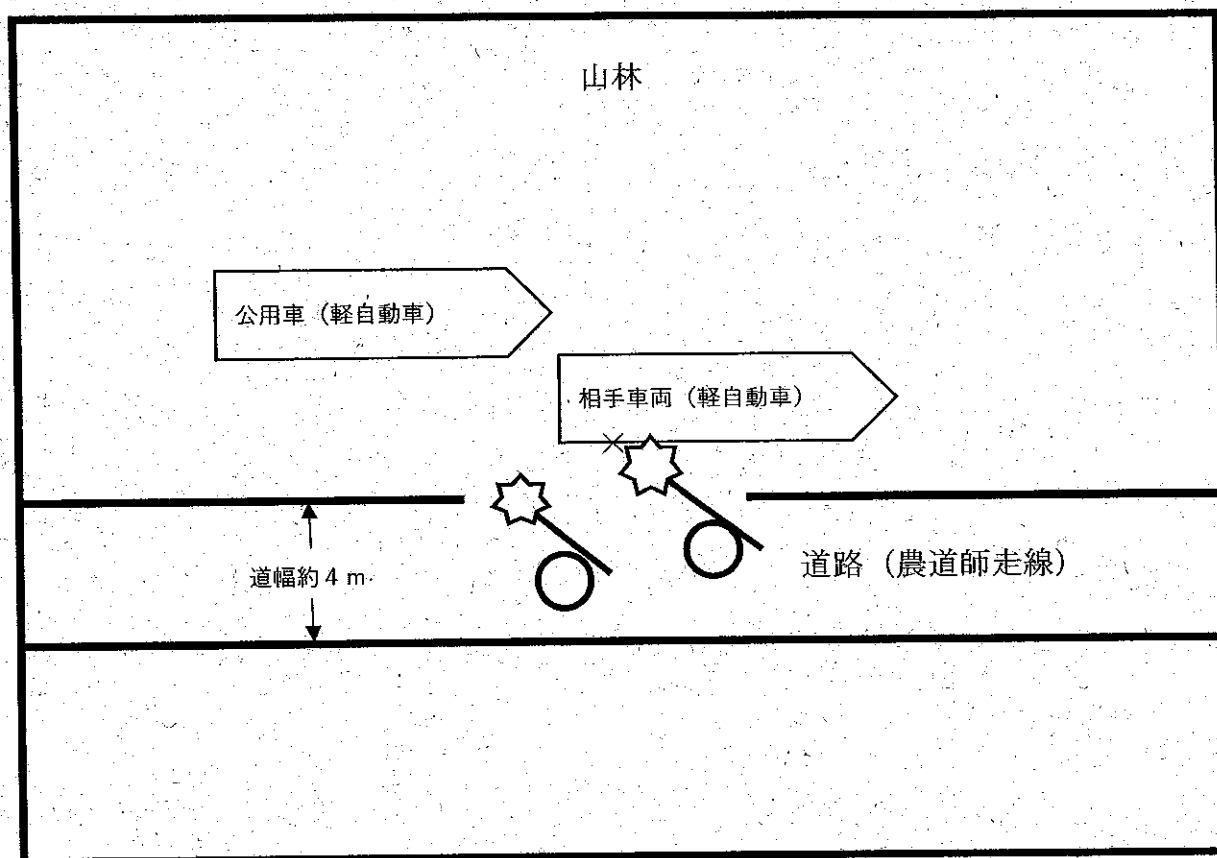
物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

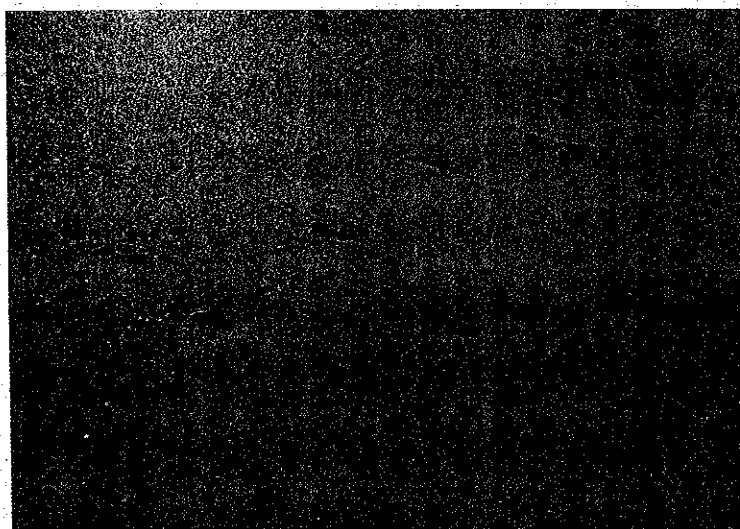
1. 事故発生日時 令和7年9月17日（水） 午前10時30分頃
2. 事故発生場所 和歌山県西牟婁郡白浜町安宅306番地の1地先（農道師走線沿い）
3. 事故の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町内
法人
4. 事故の概要 日置川事務所職員が草刈り作業を終え、草刈り機を運搬した際、不注意により、駐車していた相手方車両の右側後方に草刈り機の刃が接触し、当該車両を破損させた。
5. 損害額 白浜町
0円
事故の相手
115,500円
(内訳) 車両修理費 82,500円
代車費 33,000円
6. 示談内容 損害額については、過失割合（町100%、相手0%）で負担する。
7. 賠償額 115,500円

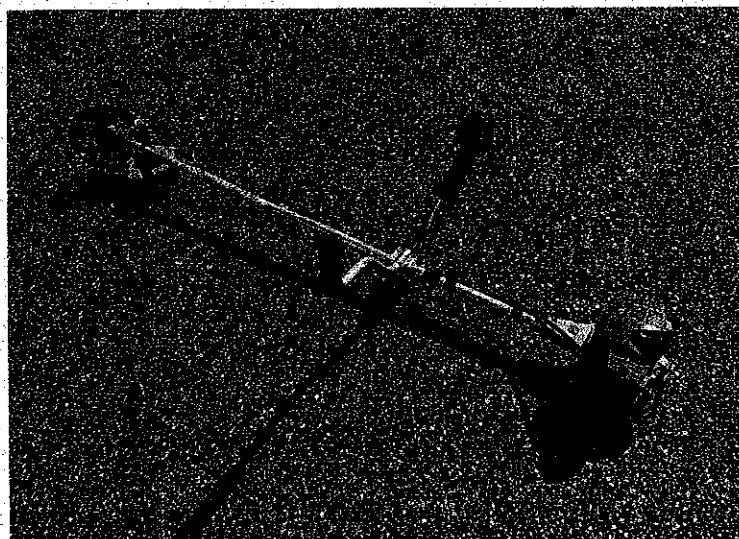
事故発生場所位置図



事故発生状況図







議案第 8.9 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 工 事 名 | 町道小森 3 号線道路災害復旧工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 和歌山県西牟婁郡白浜町寺山地内 |
| 3. 契 約 金 額 | 一金 5 7, 5 3 0, 0 0 0 円 |
| 4. 契約の相手 | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置 5 2 5 番地
日置川開発株式会社
代表取締役 森田 清郎 |
| 5. 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |

工 事 請 負 契 約 の 概 要

1. 工 期

令和7年12月 日から

令和8年 3月31日まで

2. 契約保証金

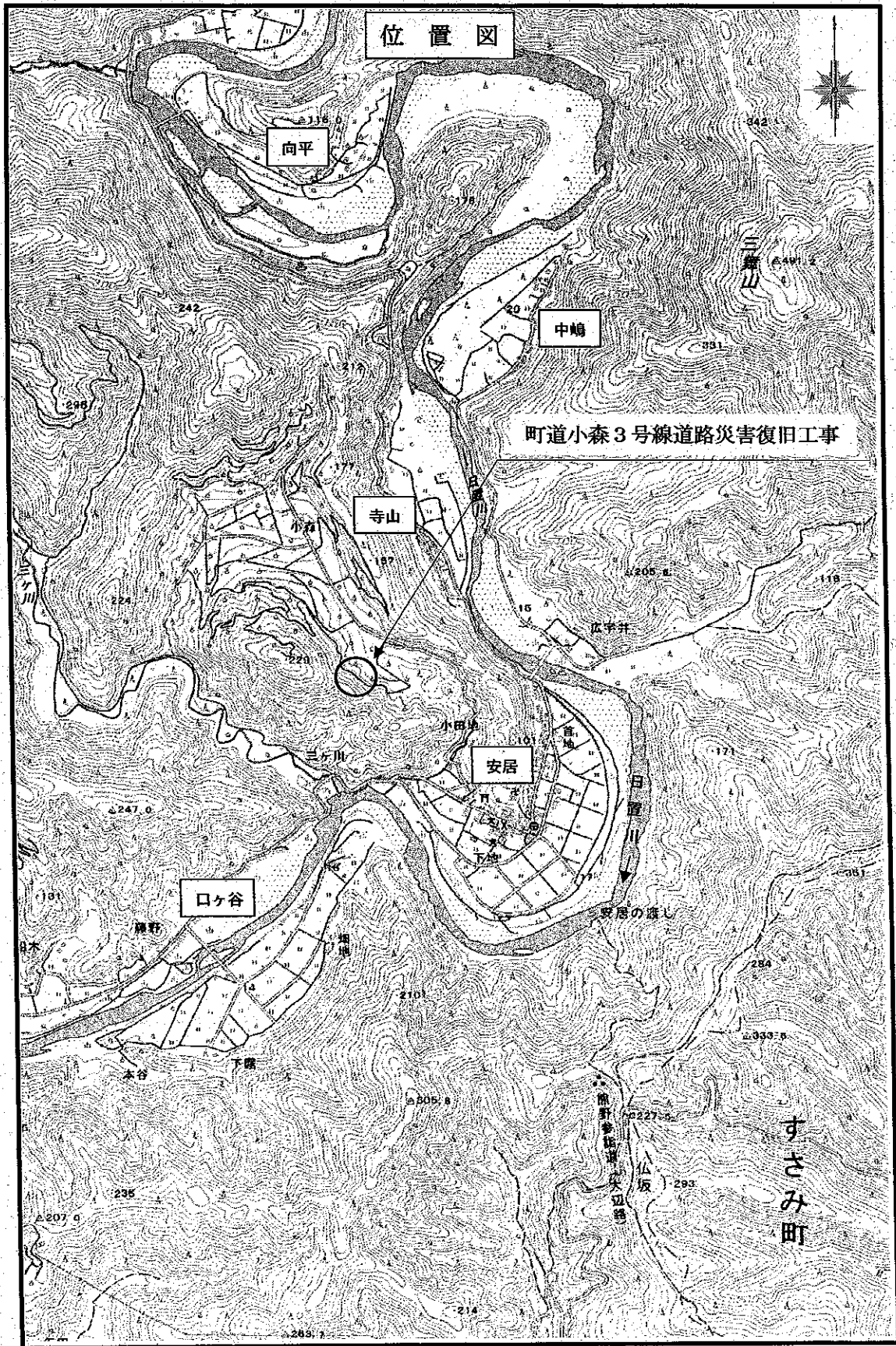
免除、ただし履行保証保険

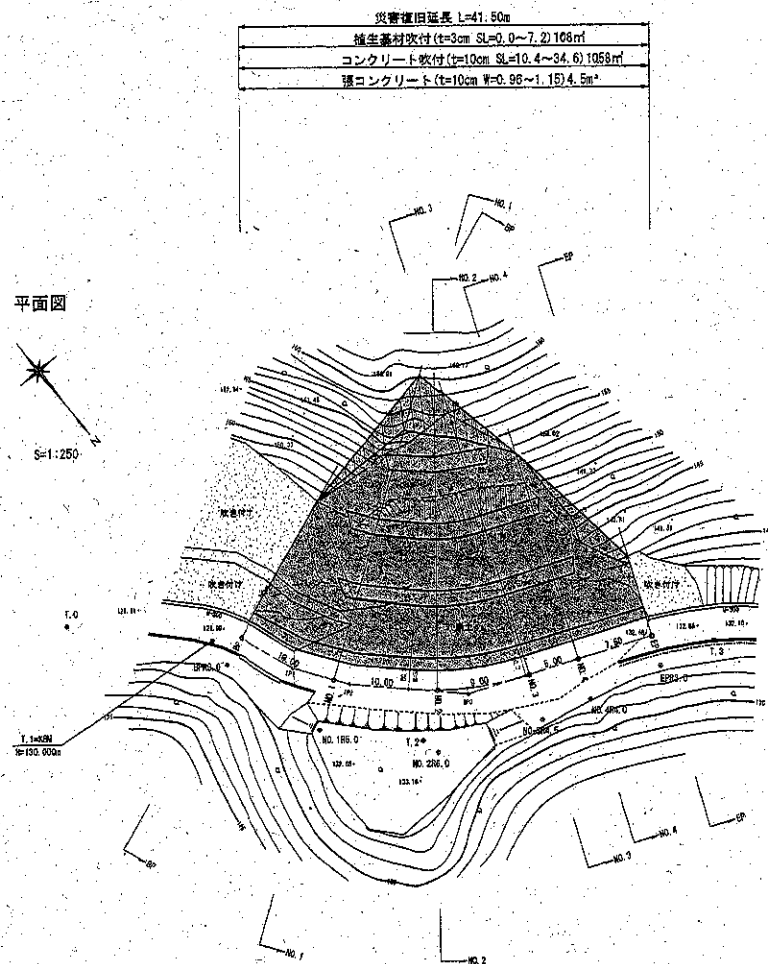
3. 被指名者数

5社

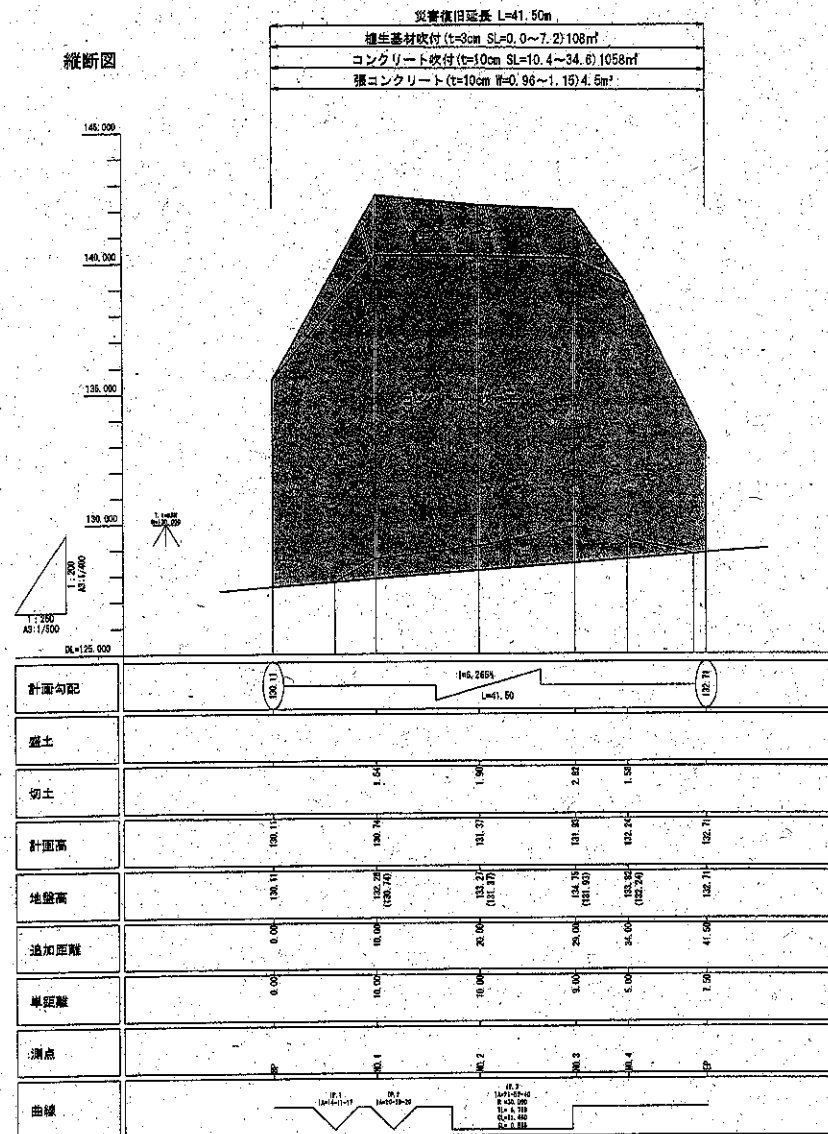
4. 入札年月日

令和7年11月17日



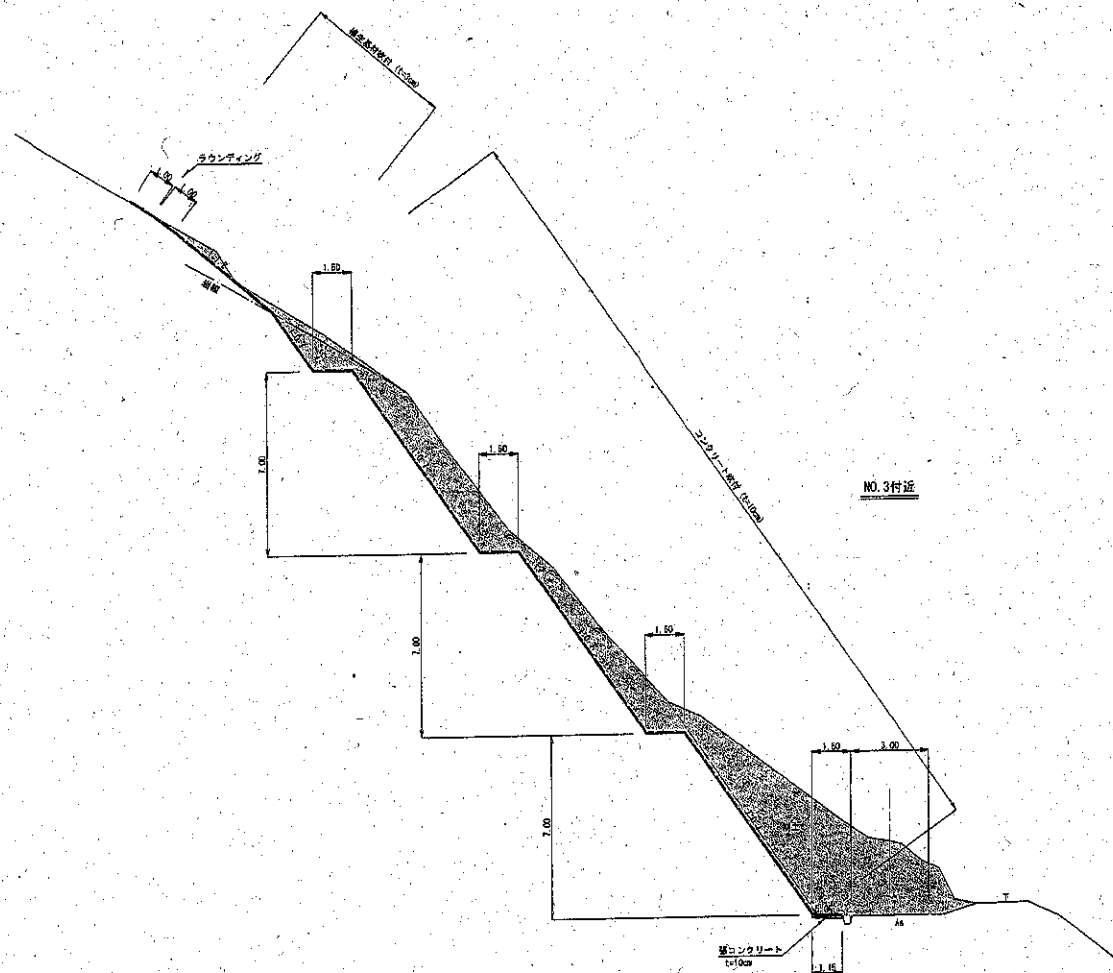


縦断面図

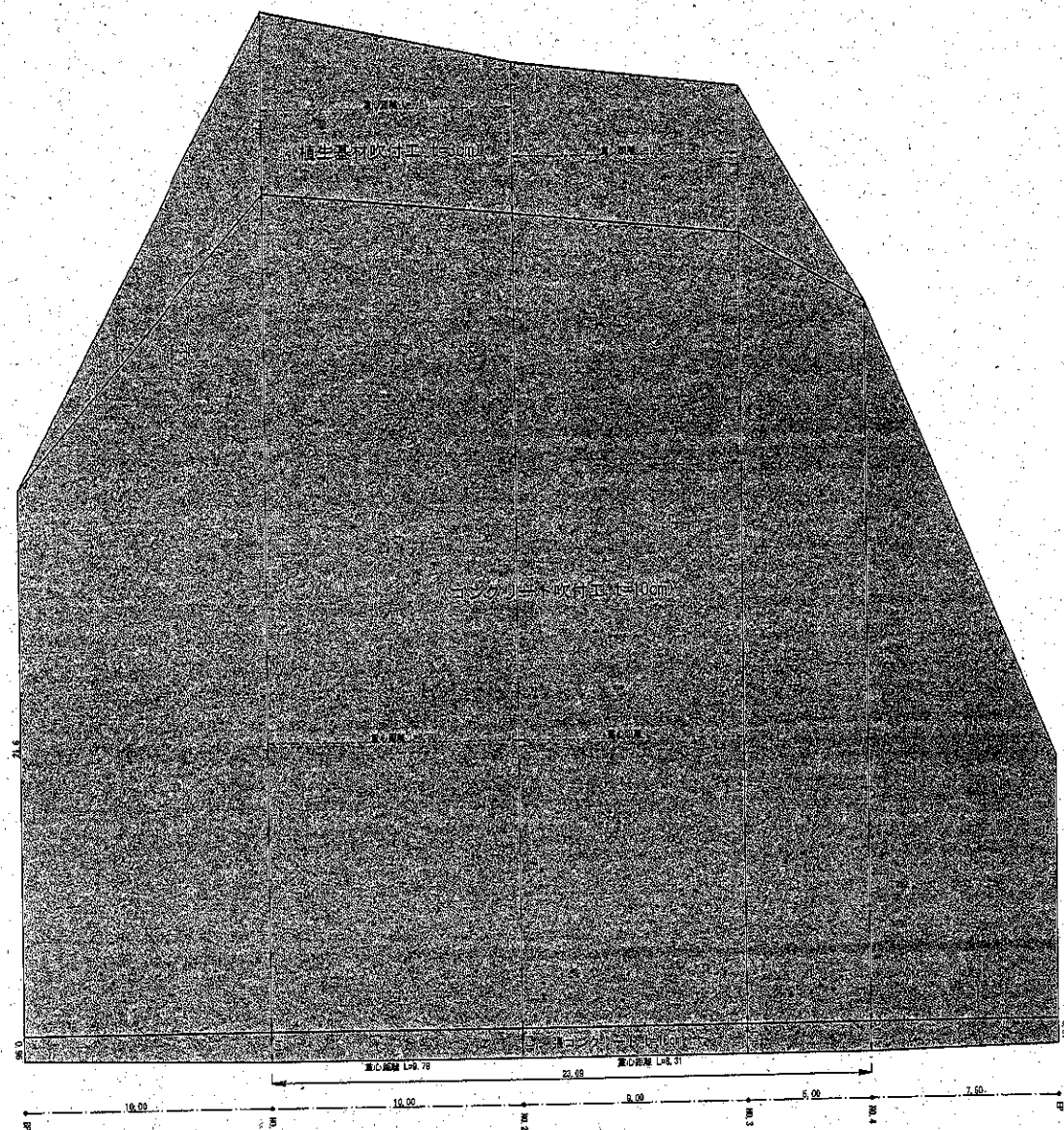


年度	令和7年度 第56号			
工事名	町道小森3号線道路災害復旧工事			
場所	西牟婁郡白浜町寺山 地内			
事務所名	白浜町役場建設課			
調査	測量	設計	監理	
平面図	縮尺	A1:1/250	断面図	
縦断面図	尺	A3:1/500	断面図	

標準断面図



展開図



測点	中心線距離	重心距離	植生基材吹付工 t=50mm			重心距離	コンクリート吹付工 t=100mm		
			長さ	平均長さ	平方メートル		長さ	平均長さ	平方メートル
B.P.							21.60		
MC.1	10.00	10.00	7.20	3.60	26.00	10.00	54.60	22.10	224.00
MC.2	10.00	7.51	6.00	6.00	46.17	8.00	32.70	24.19	230.58
MC.3	8.00	1.40	5.80	6.00	6.29	6.22	22.80	22.25	176.89
MC.4	8.00	5.00	2.90	14.50	6.00	26.50	32.60	153.25	
B.P.	7.50	7.60				7.50	16.40	18.40	145.88
合計					108.33				1067.54

植生基材

$$\begin{aligned}
 \text{① } 1/2 \times (0.88 + 1.15) \times 10.00 \times 0.10 &= 1.02 \\
 \text{② } 1/2 \times 21.29 \times 0.10 &= 1.06 \\
 \text{③ } 1/2 \times (0.97 + 1.15) \times 7.50 \times 0.10 &= 0.80 \\
 \text{合計} &= 2.88 \text{ m}^3
 \end{aligned}$$

年度	令和7年度 建 第56号		
工事名	町道小森3号線道路改善復旧工事		
箇所	西牟婁郡白浜町寺山 地内		
事務所名	白浜町役場建設課		
調査	測量	設計	製図
展開図	縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面番号

議案第90号

赤坂会館の指定管理者の指定について

赤坂会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 施設の名称 赤坂会館
2. 指定管理者 和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵901番地の1
 十九淵区
 区長 大谷 博美
3. 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

赤坂会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 十九洲区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲901番地の1
- (3) 事業の内容
 - ① 会館の管理運営
 - ② 区民相互の親睦
 - ③ 区民の福祉充実とその生活の向上
 - ④ 快適な生活環境づくり

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

十九洲区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、赤坂会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第91号

富田会館の指定管理者の指定について

富田会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 富田会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町富田956番地
富田区
区長 瀬見 幸男 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

富田会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 富田区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町富田956番地
- (3) 事業の内容 ① 会館の維持管理
② 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
③ 美化・清掃等区域内の環境の整備
④ 天災・兇荒・その他非常災害の際における罹災者の救護
⑤ その他上記の目的を達成するために必要と認める事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

富田区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、富田会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第 92 号

平会館の指定管理者の指定について

平会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 平会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町平965番地
平区
区長 谷地 裕 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

平会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 平区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町平965番地
- (3) 事業の内容 ① 集会所の維持管理
② 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
③ 美化・清掃等区域内の環境の整備
④ 天災・兇荒・その他非常災害の際における罹災者の救護
⑤ その他上記の目的を達成するために必要と認める事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

平区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、平会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第93号

芦長集会所の指定管理者の指定について

芦長集会所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 芦長集会所 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町才野1326番地の1
才野区芦長班
班長 小芝 卓二 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

芦長集会所の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 才野区芦長班
 (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町才野1326番地の1
 (3) 事業の内容 ① 集会所等の維持管理
 ② 班会員の慶弔等の相互協力
 ③ 班会員相互の親睦

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
 (2) 使用許可等に関すること。
 (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

才野区芦長班は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、芦長集会所の維持管理業務を行うとともに、当該集会所を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第 9 4 号

庄川会館の指定管理者の指定について

庄川会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 施設の名称 | 庄川会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町庄川 1 5 6 番地の 2
庄川区
区長 小畑 雄二 |
| 3. 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

庄川会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 庄川区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町庄川156番地の2
- (3) 事業の内容 ① 住民相互の連絡に関すること。
 ② 地域の清掃・美化など環境整備に関すること。
 ③ 住民相互の親睦を図るための各種行事の開催に関すること。
 ④ 防災、防火、防犯及び交通安全等に関すること。
 ⑤ 会館、その他の共同の資産・施設の維持管理に関すること。
 ⑥ 区内外の各種団体との連絡調整に関すること。
 ⑦ 街路灯及び防犯灯の設置・維持管理に関すること。
 ⑧ 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。
 ⑨ 自然環境の保護に努め、美しい溪谷や緑豊かな山野の中で、そこに生息する動植物と共存できる環境づくりに関すること。
 ⑩ その他、本区の目的達成のために必要な業務

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
 (2) 使用許可等に関すること。
 (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

（備考）

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

庄川区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、庄川会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第 95 号

内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について

内ノ川ふれあい会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 施設の名称 | 内ノ川ふれあい会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川918番地の7
内ノ川区
区長 鈴木 泰 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 内ノ川区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川918番地の7
- (3) 事業の内容 ① 住民相互の連絡
② 会館及び区有財産の維持管理
③ 地域の清掃及び環境美化活動
④ 街路灯及び防犯灯の設置・維持管理
⑤ 防災、防火、防犯及び交通安全等の協働活動
⑥ 会員相互の親睦を図るための各種行事の開催と協力
⑦ 上記に掲げるもののほか、規約第4条の目的を達成するために必要な事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

内ノ川区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、内ノ川ふれあい会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としてい
るところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えて
いるので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第96号

羽衣会館の指定管理者の指定について

羽衣会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 羽衣会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町1513番地の1
羽衣町内会
町内会長 藪 義昭 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

羽衣会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 羽衣町内会
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1513番地の1
- (3) 事業の内容 ① 会員相互の親睦融和と福祉厚生を図る。
② 地域社会の発展に寄与する。
③ その他目的達成のため必要な事業を行う。

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

羽衣町内会は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、羽衣会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えて

いるので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第 97 号

保呂集会所の指定管理者の指定について

保呂集会所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 保呂集会所 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町保呂334番地
保呂区
区長 高垣 啓 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

保呂集会所の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 保呂区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町保呂334番地
- (3) 事業の内容 ① 住民相互の連携
② 集会所及び区有財産の維持管理
③ 地域の清掃及び美化活動
④ 防犯灯の設置・維持管理
⑤ 防災・防火・防犯及び交通安全等の共同活動
⑥ 会員相互の親睦を図るための各種行事の開催と協力
⑦ 上記に掲げるもののほか、規約第4条の目的を達成するために必要な事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

（備考）

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

保呂区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、保呂集会所の維持管理業務を行うとともに、当該集会所を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第 9 8 号

市江区民会館の指定管理者の指定について

市江区民会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 市江区民会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置 1 4 4 6 番地
市江区
区長 小出 博文 |
| 3. 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

市江区民会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 市江区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町日置1446番地
- (3) 事業の内容 ① 区行事の開催
② 区民会館及び区有財産の維持管理に関すること。
③ 地域の清掃及び美化活動
④ 街路灯及び防犯灯の設置・維持管理
⑤ 防災、防火、防犯及び交通安全等の共同活動
⑥ 行政が行う各種事業の補完的役割業務
⑦ 墓地の経営に関すること。
⑧ その他目的を達成するために必要な事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
(2) 使用許可等に関すること。
(3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

市江区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、市江區民会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第99号

久木集会所の指定管理者の指定について

久木集会所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 久木集会所 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町久木349番地
久木区
区長 前田 孝 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

久木集会所の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 久木区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町久木349番地
- (3) 事業の内容 ① 区行事の開催
② 区民会館及び区有財産の維持管理に関すること。
③ 地域の清掃及び美化活動
④ 街路灯及び防犯灯の設置・維持管理
⑤ 防災、防火、防犯及び交通安全等の共同活動
⑥ 行政が行う各種事業の補完的役割業務
⑦ その他目的を達成するために必要な事業を行う。

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
(2) 使用許可等に関すること。
(3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

久木区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、久木集会所の維持管理業務を行うとともに、当該集会所を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第100号

大集会所の指定管理者の指定について

大集会所の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1. 施設の名称 | 大集会所 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町大252番地の1
大区
区長 安田 弘 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

大集会所の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 大区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町大252番地の1
- (3) 事業の内容 ① 区民相互の協力
② 行政との連絡及び交渉
③ 区の運営上財政的な支援
④ 集会所の維持管理

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

大区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、大集会所の維持管理業務を行うとともに、当該集会所を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第101号

滝区民会館の指定管理者の指定について

滝区民会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 施設の名称 滝区民会館
2. 指定管理者 和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野1288番地の2
 滝区
 区長 清水 哲治
3. 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

滝区民会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 滝区
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野1288番地の2
- (3) 事業の内容 ① 区行事の開催
 ② 区民会館及び区有財産の維持管理に関すること。
 ③ 地域の清掃及び美化活動
 ④ 街路灯及び防犯灯の設置・維持管理
 ⑤ 天災、地変時の防災、救助、避難の共同活動
 ⑥ 区道・排水道・溜池・テレビ共聴施設の維持管理
 ⑦ 区内の共同墓地の維持管理
 ⑧ 行政が行う各種事業の補完的役割業務
 ⑨ その他目的を達成するために必要な事業を行う。

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
 (2) 使用許可等に関すること。
 (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条

例第45号) 第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

滝区は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、滝区民会館の維持管理業務を行うとともに、当該会館を地域活動の拠点としているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第102号

白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定について

白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 施設の名称 | 白浜町老人憩の家「松湯荘」 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町1405番地の11
瀬戸部
部長 田井 勇 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 瀬戸部
 (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1405番地の11
 (3) 事業の内容 部の財産の管理運営及び部員の福祉と文化向上に関する諸事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
 (2) 使用許可等に関すること。
 (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

予算の範囲内

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理			○
その他施設の管理費用		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外		○
施設の小規模修繕(性能又は機能回復程度の維持的修繕等)		△	△
施設の大規模修繕(耐用年数延長又は災害による大規模修繕等)			○
消防設備保守点検委託料			○
建物火災保険料			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担(責任分担)を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年白浜町条例第45号)第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

白浜町老人憩の家「松湯荘」は、地域住民の健康と福祉の増進を図るため設置された施設である。設置にあたり建設用地は、瀬戸部の所有地を無償で貸与を受け、付属浴場についても、瀬戸部が温泉会社から無料で給湯を受けている。

瀬戸部は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、当該施設の維持管理業務を行うとともに、地域住民の憩いの場となるよう効率的な運営に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第103号

白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について

白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 白浜町高齢者生活福祉センター夢の里 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲274番地の1
社会福祉法人 白浜町社会福祉協議会
会長 冷水 喜久夫 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 白浜町社会福祉協議会
 (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵274番地の1
 (3) 事業の内容 ① 地域福祉事業
 ② 権利擁護事業
 ③ 介護保険事業
 ④ 地域支援事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持管理に関すること。
 (2) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額
 予算の範囲内

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
安全衛生管理	浄化槽保守点検委託料	○	
	浄化槽清掃委託料	○	
	浄化槽法定検査料		○
	建物火災保険料		○
	特殊建築物検査委託料		○
	消防設備保守点検委託料	○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設修繕（5万円未満の性能又は機能回復程度の維持的修繕等）		○	
施設修繕（5万円以上の性能又は機能回復程度の維持的修繕等）		△	△
施設修繕（耐用年数延長又は災害による大規模修繕等）			○
備品購入費（5万円未満）		○	
備品購入費（5万円以上）		△	△

（備考）

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

白浜町高齢者生活福祉センター夢の里は、高齢者に対する介護支援と居住及び交流を通じ高齢者が安心と健康で明るい生活の向上を促進し、高齢化社会において発生するニーズを総合的に対処できるように設置された施設である。

社会福祉法人白浜町社会福祉協議会は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、当該施設の維持管理業務を行うとともに、地域に密着したサービスの提供と効率的な運営に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第104号

白浜町立美術館の指定管理者の指定について

白浜町立美術館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

、 白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 白浜町立美術館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町925番地の7
一般社団法人 南紀白浜観光協会
会長 新藤 正悟 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで |

白浜町立美術館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 一般社団法人 南紀白浜観光協会
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町925番地の7
- (3) 事業の内容 ① 観光に関するデータ収集及び分析
 ② 観光に関する情報収集及び提供
 ③ 南紀白浜観光戦略の策定
 ④ 観光客誘致活動の企画及び実施
 ⑤ 観光客向けイベントの企画及び実施
 ⑥ 観光関連商品の開発
 ⑦ 観光客受入体制の整備
 ⑧ 観光案内所の運営
 ⑨ 観光を通じたまちづくりに寄与する人材の育成及び活動
 ⑩ 旅行業を含む収益事業
 ⑪ 地方公共団体等からの受託事業
 ⑫ その他法人の目的を達成するために必要な事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持及び管理（町長が定めるものを除く。）に関すること。
- (2) 使用許可等に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
安全衛生管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の小規模修繕(性能又は機能回復程度の維持的修繕等) 10万円未満		○	
施設の大規模修繕(耐用年数延長又は災害による大規模修繕等) 10万円以上			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

一般社団法人南紀白浜観光協会は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、白浜町立美術館の維持管理業務を行うとともに、当該施設の設置目的に沿った運営に努め、地域振興・観光振興に大きく寄与しているところである。

地域等の活力を積極的に活用することにより、施設の維持及び管理が良好に行えているので、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第105号

白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について

白浜町国産材需要開発センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 白浜町国産材需要開発センター |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置980番地の93
大辺路森林組合
代表理事組合長 三本 修平 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 大辺路森林組合
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町日置980番地の93
- (3) 事業の内容 ① 組合員のためにする森林の経営に関する指導
 ② 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
 ③ 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
 ④ 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
 ⑤ 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
 ⑥ 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売
 ⑦ 組合員の生産する林産物を材料とする建物その他の工作物の建設及び売渡し
 ⑧ 森林施業の共同化その他林道労働の効率の増進に関する事業
 ⑨ その他組合の目的を達成するために必要と認める事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 施設の使用許可等に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

3. 指定管理料の額

予算の範囲内

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
安全衛生管理		○	
使用料の収納（手続等を含む）		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の小規模修繕（1件10万円以下の性能又は機能回復程度の維持的修繕等）		○	
施設の大規模修繕（1件10万円を超える耐用年数延長又は災害による大規模修繕等）			○
火災保険の加入			○
施設に関する保守点検		△	△

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

白浜町国産材需要開発センターは、森林・林業基本法第2条及び新林業構造改善事業促進対策要綱の規定に基づき、国産材の需要開発及び林業振興の拠点として設置された施設である。

大辺路森林組合は、当施設を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、指定管理者として施設の設置目的に沿った運営に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第106号

海来館の指定管理者の指定について

海来館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 海来館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置980番地の1
日置川町商工会
会長 森田 清郎 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

海来館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 日置川町商工会
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町日置980番地の1
- (3) 事業の内容 ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
 ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
 ④ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
 ⑤ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の管理及び運営に関する業務
- (2) その他町長が必要と認める業務

3. 指定管理料の額

無料

4. 納付金の額

月額30,000円

5. 経費の負担

内 容			指定管理者	白浜町
施設の維持管理			○	
安全衛生管理			○	
施設又は設備の 損傷	管理上の瑕疵によるもの		○	
	経年劣化に よるもの	町所有施設等		○
		指定管理者所有施設等	○	
	上記以外		△	△
備品の損傷	管理上の瑕疵によるもの		○	
	経年劣化に よるもの	町所有備品		○
		指定管理者所有備品	○	
	上記以外		△	△
火災保険の加入	町所有施設、設備及び備品			○
	指定管理者所有施設、設備及び備品		○	
施設に関する保守点検				○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

6. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

海来館は、地域産物展示販売施設として町内において生産又は加工される地域の農林水産物等の特産品を販売し、生産者の所得の向上を図るとともに、各種生産物の品質向上及び流通促進に寄与することにより、本町の活性化に資するために設置された施設である。

日置川町商工会は、当施設を拠点に地域に密着した運営を効率的に行うとともに、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、施設の設置目的に沿った活動の場として活用に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第107号

白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について

白浜町日置青年会館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 施設の名称 | 白浜町日置青年会館 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置338番地
日置青年会
会長 榎 日向 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日 |

白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 日置青年会
 (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町日置 3 3 8 番地
 (3) 事業の内容 ① 地域の青年活動の促進
 ② その他地域振興の促進

2. 指定管理者の業務

- (1) 管理運営及び使用に関すること。
 (2) 使用許可等に関すること。
 (3) その他町長が特に定めること。

3. 指定管理料の額

無料

4. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の改修（増築を含む）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

（備考）

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

5. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 8 年白浜町条例第 4 5 号）第 5 条第 1 項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

日置青年会は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間において、白浜町日置青年会館の維持管理業務を行うとともに、地域活動の拠点としているところである。

当該会館を拠点に地域に密着した運営を効果的に行うとともに、設置の目的に沿った運営の場としての利用の促進に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第108号

白浜町営向平キャンプ村の指定管理者の指定について

白浜町営向平キャンプ村の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 施設の名称 | 白浜町営向平キャンプ村 |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町安居3.06番地の1
一般社団法人 南紀州交流公社
理事長 愛須 幾代 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

白浜町宮向平キャンプ村の指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 一般社団法人 南紀州交流公社
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町安居 3 0 6 番地の 1
- (3) 事業の内容 ① 教育旅行及び一般旅行の体験型旅行商品の企画・造成・販売
② 都市農山漁村交流推進
③ 人材育成・教育研修
④ 青少年育成
⑤ 会員相互の交流・親睦
⑥ 地域の発展及び地域振興・福祉の向上に資する事業
⑦ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

2. 指定管理者の業務

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 使用許可等に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設を適正に使用させるための利用者等への指導及び施設内の秩序保持に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

3. 指定管理料の額

無料

4. 納付金の額

年額 7 0 0 , 0 0 0 円

5. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
安全衛生管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵によるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の小規模修繕（1 件 1 0 万円までの性能又は機能回復程度の維持的修繕等）		○	
施設の大規模修繕（1 件 1 0 万円を超える耐用年数延長又は災害による大規模修繕等）		△	△
施設の消防設備点検費用			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

6. 候補者選定

(1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

向平キャンプ村は、野外活動を通じ心身の鍛錬と自然愛護の精神を培うとともに、過疎地域の振興を図る拠点として設置された施設である。

一般社団法人南紀州交流公社は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、当該施設の維持管理業務を行うとともに、設置の目的に沿った利用の促進に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第109号

白浜町税条例の一部を改正する条例について

白浜町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町税条例の一部を改正する条例

白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により和歌山県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の白浜町税条例第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号。以下この項において「令和6年所得税法等改正法」という。）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同項第2号中「寄附金」とあるのは「寄附金（令和6年所得税法等改正法附則第3条第1項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の許可（和歌山県知事又は和歌山県教育委員会によるものに限る。）を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。

白浜町税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により和歌山県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (3) (略) 2 (略)	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) (略) (2) <u>公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を和歌山県知事又は和歌山県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託（町内に受益が及ぶものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭</u> (3) (略) 2 (略)

白浜町税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象とする。

3. 施行期日

令和9年1月1日から施行する。

議案第110号

白浜町小公園条例の一部を改正する条例について

白浜町小公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

地籍調査により一部公園の地積に変更が生じたため、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町小公園条例の一部を改正する条例

白浜町小公園条例（平成18年白浜町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第3条の表地積の欄中「781.75平方メートル」を「924.45平方メートル」に、「1,113.16平方メートル」を「1,111.26平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町小公園条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後			現 行		
(名称、位置等)			(名称、位置等)		
第3条 小公園の名称、位置及び地積は、次のとおりとする。			第3条 小公園の名称、位置及び地積は、次のとおりとする。		
名称	位置	地積	名称	位置	地積
白良ヶ丘小公園	白浜町3078番地の34	350平方メートル	白良ヶ丘小公園	白浜町3078番地の34	350平方メートル
三段小公園	白浜町2927番地の317	3,000平方メートル	三段小公園	白浜町2927番地の317	3,000平方メートル
馬目谷小公園	白浜町530番地の3	<u>924.45平方メートル</u>	馬目谷小公園	白浜町530番地の3	<u>781.75平方メートル</u>
つくもと小公園	白浜町3742番地の4地先	178.5平方メートル	つくもと小公園	白浜町3742番地の4地先	178.5平方メートル
白鳥小公園	白浜町十九淵274番地の5	<u>1,111.26平方メートル</u>	白鳥小公園	白浜町十九淵274番地の5	<u>1,113.16平方メートル</u>
志原海岸小公園	白浜町日置2039番地の132	1,369.11平方メートル	志原海岸小公園	白浜町日置2039番地の132	1,369.11平方メートル

白浜町小公園条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

地籍調査により馬目谷小公園及び白鳥小公園の地積に変更が生じたことから、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

馬目谷小公園の地積について、「781.75平方メートル」を「924.45平方メートル」に、白鳥小公園の地積について、「1,113.16平方メートル」を「1,111.26平方メートル」に改める。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

海水浴場の開設期間に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例（平成29年白浜町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度における海水浴場開設期間の特例）

- 4 令和8年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(開設期間及び遊泳時間) 第4条 第2条第1号に規定する海水浴場の開設期間及び遊泳時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 開設期間 5月1日から8月31日までの間で町長が定める期間 (2) 遊泳時間 午前9時から午後5時まで 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (令和6年度における海水浴場開設期間の特例) 2 令和6年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。 (令和7年度における海水浴場開設期間の特例) 3 令和7年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。 <u>(令和8年度における海水浴場開設期間の特例)</u> <u>4 令和8年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。</u>	(開設期間及び遊泳時間) 第4条 第2条第1号に規定する海水浴場の開設期間及び遊泳時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 開設期間 5月1日から8月31日までの間で町長が定める期間 (2) 遊泳時間 午前9時から午後5時まで 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (令和6年度における海水浴場開設期間の特例) 2 令和6年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。 (令和7年度における海水浴場開設期間の特例) 3 令和7年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

気候の変化や多様化する海水浴場の利用を鑑み、令和8年度の海水浴場開設期間を延長し、誘客促進を図るため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

令和8年度における海水浴場開設期間の特例に関する規定を附則に追加する。

	改 正 後	現 行
海水浴場の開設期間	5月1日から <u>9月30日</u> までの間で町長が定める期間	5月1日から <u>8月31日</u> までの間で町長が定める期間

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 1 2 号

白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

林野火災の予防に関する規定の新設に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例

(白浜町火災予防条例の一部改正)

第1条 白浜町火災予防条例(平成18年白浜町条例第175号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)」を「第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)第29条の2―第29条の7)」に改める。

第29条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為(たき火を含む。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(白浜町火入れに関する条例の一部改正)

第2条 白浜町火入れに関する条例(平成18年白浜町条例第132号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合」を「気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁が強風注意報若しくは乾燥注意

報（次項において「強風注意報等」という。）を発表したとき、又は白浜町火災予防条例（平成１８年白浜町条例第１７５号）に基づき町が火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報（次項において「火災警報等」という。）を発令したとき」に改め、同条第２項中「又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたとき」を「強風注意報等が発令されたとき、又は火災警報等が発令されたとき」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

白浜町火災予防条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
目次	目次
第1章～第3章 （略）	第1章～第3章 （略）
第3章の2 <u>住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u>	第3章の2 <u>住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u>
第3章の3 <u>林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>	
第4章～第7章 （略）	第4章～第7章 （略）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条 <u>火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</u>	第29条 <u>火災に関する警報</u>
(1)～(6) （略）	<u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</u>
	(1)～(6) （略）
	(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
第3章の3 <u>林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u>	
第29条の8 <u>町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	
2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>	
3 <u>町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u>	
<u>（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</u>	
第29条の9 <u>町長は、林野火災の予防を目</u>	

的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以降に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6) (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以降に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) (略)

白浜町火入れに関する条例の一部改正 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
(火入れの中止)	(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁が強風注意報若しくは乾燥注意報（次項において「強風注意報等」という。）を発表したとき、又は白浜町火災予防条例（平成18年白浜町条例第175号）に基づき町が火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報（次項において「火災警報等」という。）を発令したときには、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報等が発表されたとき、又は火災警報等が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合

_____には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

白浜町火災予防条例及び白浜町火入れに関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

林野火災の予防に関する規定の新設に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 林野火災の予防に関する規定の新設（第1条関係）

林野火災に関する注意報の発令を可能とし、当該注意報を発令したときの区域内の者に対する火の使用の制限及び当該火の使用の制限の対象となる区域の指定に関する規定を新設する。

(2) 届出に関する規定の見直し（第1条関係）

白浜町火災予防条例に規定する届出が必要となる行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

(3) 火入れに関する規定の見直し（第2条関係）

白浜町火入れに関する条例に規定する火入れ許可期間中及び火入れ中における火入れ中止の条件に林野火災に関する注意報の発令を追加する。

3. 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

議案第113号

令和7年度

白浜町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度白浜町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340,000千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ15,855,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1, 161, 382	42, 123	1, 203, 505
	1. 国庫負担金	867, 201	36, 501	903, 702
	2. 国庫補助金	288, 422	5, 314	293, 736
	3. 委託金	5, 759	308	6, 067
16. 県支出金		1, 010, 313	21, 581	1, 031, 894
	1. 県負担金	553, 353	18, 250	571, 603
	2. 県補助金	357, 100	3, 331	360, 431
18. 寄附金		807, 752	100, 414	908, 166
	1. 寄附金	807, 752	100, 414	908, 166
19. 繰入金		1, 225, 621	111, 982	1, 337, 603
	1. 特別会計繰入金	3, 769	7, 906	11, 675
	2. 基金繰入金	1, 221, 852	104, 076	1, 325, 928
21. 諸収入		684, 567	1, 000	685, 567
	5. 雑入	337, 231	1, 000	338, 231
22. 町債		1, 836, 800	62, 900	1, 899, 700

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 町債	1,836,800	62,900	1,899,700
歳入	合 計	15,515,800	340,000	15,855,800

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2, 869, 115	105, 299	2, 974, 414
	1. 総務管理費	2, 537, 314	104, 405	2, 641, 719
	3. 戸籍住民基本台帳費	63, 934	894	64, 828
3. 民生費		4, 008, 179	128, 236	4, 136, 415
	1. 社会福祉費	2, 807, 764	126, 527	2, 934, 291
	2. 児童福祉費	1, 198, 265	1, 709	1, 199, 974
4. 衛生費		1, 844, 734	13, 867	1, 858, 601
	1. 保健衛生費	888, 094	6, 597	894, 691
	2. 清掃費	956, 640	7, 270	963, 910
6. 農林水産業費		532, 121	2, 007	534, 128
	1. 農業費	277, 742	357	278, 099
	2. 林業費	141, 089	116	141, 205
	3. 水産業費	113, 290	1, 534	114, 824
7. 観光費		616, 793	3, 252	620, 045
	1. 観光費	548, 072	3, 252	551, 324

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		963,099	71,984	1,035,083
	2. 道路橋梁費	145,888	51,568	197,456
	3. 河川費	435,956	12,136	448,092
	4. 都市計画費	266,243	6,580	272,823
	5. 住宅費	45,883	1,700	47,583
9. 消防費		1,458,358	1,701	1,460,059
	1. 消防費	1,458,358	1,701	1,460,059
10. 教育費		1,379,271	13,654	1,392,925
	1. 教育総務費	490,653	166	490,819
	2. 小学校費	177,840	6,899	184,739
	3. 中学校費	86,577	2,297	88,874
	5. 社会教育費	381,381	501	381,882
	6. 保健体育費	222,425	3,791	226,216
歳 出 合 計		15,515,800	340,000	15,855,800

第2表 地方債補正

単位：千円

1. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	6,700	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	57,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
河川整備事業債	426,800	同上	同上	同上	438,800	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,161,382	42,123	1,203,505
16. 県支出金	1,010,313	21,581	1,031,894
18. 寄附金	807,752	100,414	908,166
19. 繰入金	1,225,621	111,982	1,337,603
21. 諸収入	684,567	1,000	685,567
22. 町債	1,836,800	62,900	1,899,700
歳入合計	15,515,800	340,000	15,855,800

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	2,869,115	105,299	2,974,414	894		100,000	4,405
3. 民生費	4,008,179	128,236	4,136,415	58,063			70,173
4. 衛生費	1,844,734	13,867	1,858,601			414	13,453
6. 農林水産業費	532,121	2,007	534,128				2,007
7. 観光費	616,793	3,252	620,045				3,252
8. 土木費	963,099	71,984	1,035,083	4,727	62,900		4,357
9. 消防費	1,458,358	1,701	1,460,059			1,000	701
10. 教育費	1,379,271	13,654	1,392,925				13,654
歳 出 合 計	15,515,800	340,000	15,855,800	63,684	62,900	101,414	112,002

2 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	865,570	36,501	902,071	1. 社会福祉費負担金	36,501	障害者自立支援給付費負担金 28,951 障害児施設措置費（給付費等）負担金 7,550
計	867,201	36,501	903,702			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	112,838	894	113,732	3. 住民基本台帳費補助金	894	マイナンバーカード交付事務費補助金 894
2. 民生費国庫補助金	39,913	1,545	41,458	1. 社会福祉費補助金	1,133	地域生活支援事業費補助金 1,133
				3. 児童福祉費補助金	412	子ども・子育て支援交付金（保育園事業） 412
5. 土木費国庫補助金	35,583	2,875	38,458	3. 住宅費補助金	2,875	住宅耐震改修補助金 2,875
計	288,422	5,314	293,736			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 3. 委託金

2. 民生費委託金	4,813	308	5,121	1. 社会福祉費委託金	308	国民年金事務委託金 308
計	5,759	308	6,067			

単位：千円

(款) 16. 県支出金 (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県負担金	523,764	18,250	542,014	1. 社会福祉費負担金	18,250	障害者自立支援給付費負担金 14,475 障害児施設措置費（給付費等）負担金 3,775
計	553,353	18,250	571,603			

(款) 16. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	81,897	1,479	83,376	1. 社会福祉費補助金	556	地域生活支援事業費補助金 556
				3. 児童福祉費補助金	923	ひとり親家庭医療費補助金 511 子ども・子育て支援補助金（保育園事業） 412
7. 土木費県補助金	8,876	1,852	10,728	5. 住宅費補助金	1,852	住宅耐震改修補助金 1,852
計	357,100	3,331	360,431			

(款) 18. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 一般寄附金	800,000	100,000	900,000	1. 一般寄附金	100,000	ふるさと白浜応援寄附金 100,000
4. 衛生費寄附金	2	414	416	1. 保健衛生費寄附金	414	保健衛生費寄附金 414
計	807,752	100,414	908,166			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別会計繰入金	3,769	7,906	11,675	11. 後期高齢者医療特別会計	7,906	後期高齢者医療特別会計繰入金 7,906
計	3,769	7,906	11,675			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	1,221,852	104,076	1,325,928	1. 財政調整基金繰入金	104,076	財政調整基金繰入金 104,076
計	1,221,852	104,076	1,325,928			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

3. 雑入	330,497	1,000	331,497	2. その他	1,000	消防団退職報償金 1,000
計	337,231	1,000	338,231			

(款) 22. 町債

(項) 1. 町債

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 土木債	458,300	62,900	521,200	1. 道路橋梁整備事業債	50,900	道路橋梁整備事業債 50,900
				6. 河川整備事業債	12,000	河川整備事業債 12,000
計	1,836,800	62,900	1,899,700			
歳入合計	15,515,800	340,000	15,855,800			

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 一般管理費	411,813	1,727	413,540				1,727	11. 役務費	121	電話料	121
								12. 委託料	1,606	弁護士委託料	1,606
2. 文書広報費	29,321	946	30,267				946	10. 需用費	621	広報印刷費	621
								12. 委託料	325	広報配布委託料	325
5. 財産管理費	146,253	436	146,689				436	10. 需用費	436	庁舎修繕料	436
6. まちづくり 推進費	1,055,810	100,464	1,156,274			100,000	464	11. 役務費	676	ふるさと白浜応援寄附金取扱手数料	676
								12. 委託料	47,646	ふるさと白浜応援寄附金受付等業務委託料	47,646
								13. 使用料及び賃借料	2,546	寄附申込等システム利用料	2,546
								18. 負担金、補助及び交付金	464	企業誘致促進助成金	464
								24. 積立金	49,132	ふるさと白浜応援基金積立金	49,132
10. 電算情報費	265,297	832	266,129				832	12. 委託料	832	ネットワーク構築委託料	832
計	2,537,314	104,405	2,641,719			100,000	4,405				

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 戸籍住民基本台帳費	63,934	894	64,828	894				11. 役務費	894	派遣手数料 894
計	63,934	894	64,828	894						

単位：千円

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 社会福祉総務費	1,618,270	125,879	1,744,149	56,420			69,459	18. 負担金、補助及び交付金	330	障害支援区分認定審査会負担金 330
								19. 扶助費	75,229	障害者（児）短期入所給付費 4,123 障害者共同生活援助給付費 6,510 障害者生活介護給付費 6,340 障害者自立訓練給付費 3,893 障害者（児）療養介護給付費 473 計画相談支援給付費 2,412 障害者（児）重度訪問介護給付費 32,157 新高額障害福祉サービス等給付費 602 就労選択支援給付費 1,392 障害者（児）移動支援給付費 1,145 障害者（児）日中一時支援給付費 1,082 児童発達支援給付費 8,251 放課後等デイサービス給付費 6,969 保育所等訪問支援給付費 196 障害児相談支援給付費 △316
								22. 償還金、利子及び割引料	50,320	過年度国庫支出金精算返還金（障害者医療費） 5,317 過年度国庫支出金精算返還金（障害者自立支援給付費） 24,722 過年度国庫支出金精算返還金（障害児施設給付費等） 3,292 過年度県支出金精算返還金（障害者医療費） 2,659

単位：千円

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 ・ 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										過年度県支出金精算返還金（障害者自立支援給付費） 12,361 過年度県支出金精算返還金（障害児施設給付費等） 1,646 過年度県支出金精算返還金（地域生活支援事業費） 823
2. 老人福祉費	1,142,871	340	1,143,211				340	27. 繰出金	340	介護保険特別会計繰出金 340
3. 国民年金費	16,386	308	16,694	308				12. 委託料	308	国民年金システム改修委託料 308
計	2,807,764	126,527	2,934,291	56,728			69,799			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 児童福祉総務費	46,421	309	46,730	206			103	12. 委託料	309	地域子育て支援拠点事業委託料 309
2. 児童措置費	391,752	17	391,769				17	22. 償還金、利子及び割引料	17	過年度国庫支出金精算返還金（子ども・子育て支援事業補助金） 17
3. 保育所費	740,905	363	741,268	618			△255	22. 償還金、利子及び割引料	363	過年度国庫支出金精算返還金（子育てのための施設利用給付交付金 242 過年度県支出金精算返還金（子育てのための施設利用給付交付金） 121
5. 母子福祉費	19,187	1,020	20,207	511			509	19. 扶助費	1,020	ひとり親家庭医療扶助費 1,020
計	1,198,265	1,709	1,199,974	1,335			374			

単位：千円

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	379,778	3,048	382,826			414	2,634	17. 備品購入費	414	備品購入費 414
								22. 償還金、利子及び割引料	2,634	過年度国庫支出金精算返還金（出産・子育て応援交付金） 2,092 過年度県支出金精算返還金（出産・子育て応援交付金） 542
2. 予防費	75,311	1,005	76,316				1,005	22. 償還金、利子及び割引料	1,005	過年度国庫支出金精算返還金（新型コロナ定期接種ワクチン確保事業） 1,005
8. 源泉及び温泉配湯費	65,945	800	66,745				800	10. 需用費	800	設備修繕料 800
9. 浴場管理費	122,655	1,744	124,399				1,744	10. 需用費	1,744	水道料 1,020 電気料 224 施設修繕料 500
計	888,094	6,597	894,691			414	6,183			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	720,569	5,932	726,501				5,932	10. 需用費	5,932	電気料 3,104 自動車修繕料 2,828
3. 最終処分費	40,219	1,338	41,557				1,338	12. 委託料	1,338	測量委託料 1,338
計	956,640	7,270	963,910				7,270			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4. 農地費	65,727	265	65,992				265	14. 工事請負費	265	農業用施設補修工事費 265
5. 農業研修会館費	1,464	92	1,556				92	10. 需用費	92	施設修繕料 92
計	277,742	357	278,099				357			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

7. 山村振興対策費	6,778	116	6,894				116	10. 需用費	116	施設修繕料 116
計	141,089	116	141,205				116			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

2. 水産業振興費	42,996	198	43,194				198	18. 負担金、補助及び交付金	198	水産振興事業補助金 198
3. 漁港管理費	9,336	1,336	10,672				1,336	12. 委託料	262	看板設置等委託料 262
								22. 償還金、利子及び割引料	1,074	過年度過誤納還付金 1,074
計	113,290	1,534	114,824				1,534			

単位：千円

(款) 7. 観光費

(項) 1. 観光費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 観光総務費	305,543	426	305,969				426	10. 需用費	426	施設修繕料 426
2. 白浜会館費	13,814	1,400	15,214				1,400	10. 需用費	1,400	電気料 1,400
4. 公園費	136,518	1,426	137,944				1,426	10. 需用費	953	下水道使用料 600 水道料 353
								14. 工事請負費	473	白良浜外灯取替工事費 473
計	548,072	3,252	551,324				3,252			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	60,064	574	60,638				574	15. 原材料費	574	諸資材費 574
3. 道路新設改良費	24,537	50,994	75,531		50,900		94	14. 工事請負費	48,785	道路新設改良工事費 48,785
								16. 公有財産購入費	2,209	用地購入費 2,209
計	145,888	51,568	197,456		50,900		668			

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 河川維持費	40,745	12,136	52,881		12,000		136	14. 工事請負費	12,136	河川補修工事費 12,136
計	435,956	12,136	448,092		12,000		136			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	243,086	6,580	249,666	4,727			1,853	18. 負担金、補助及び交付金	6,580	住宅耐震改修補助金 6,580
計	266,243	6,580	272,823	4,727			1,853			

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	45,883	1,700	47,583				1,700	10. 需用費	1,700	住宅修繕料 1,700
計	45,883	1,700	47,583				1,700			

単位：千円

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 非常備消防費	61,072	1,701	62,773			1,000	701	7. 報償費	1,000	消防団員退団報償費 1,000
								11. 役務費	652	手数料 627 自動車保険料 25
								26. 公課費	49	自動車重量税 49
計	1,458,358	1,701	1,460,059			1,000	701			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

3. 日置川教育事務所費	23,978	166	24,144				166	10. 需用費	166	電気料 166
計	490,653	166	490,819				166			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	170,270	6,899	177,169				6,899	10. 需用費	4,883	水道料 395 電気料 3,390 修繕料 1,098
								14. 工事請負費	2,016	施設整備工事費 2,016
計	177,840	6,899	184,739				6,899			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 学校管理費	71,376	2,297	73,673				2,297	10. 需用費	1,414	水道料 電気料 修繕料	51 867 496
								14. 工事請負費	883	施設整備工事費	883
計	86,577	2,297	88,874				2,297				

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

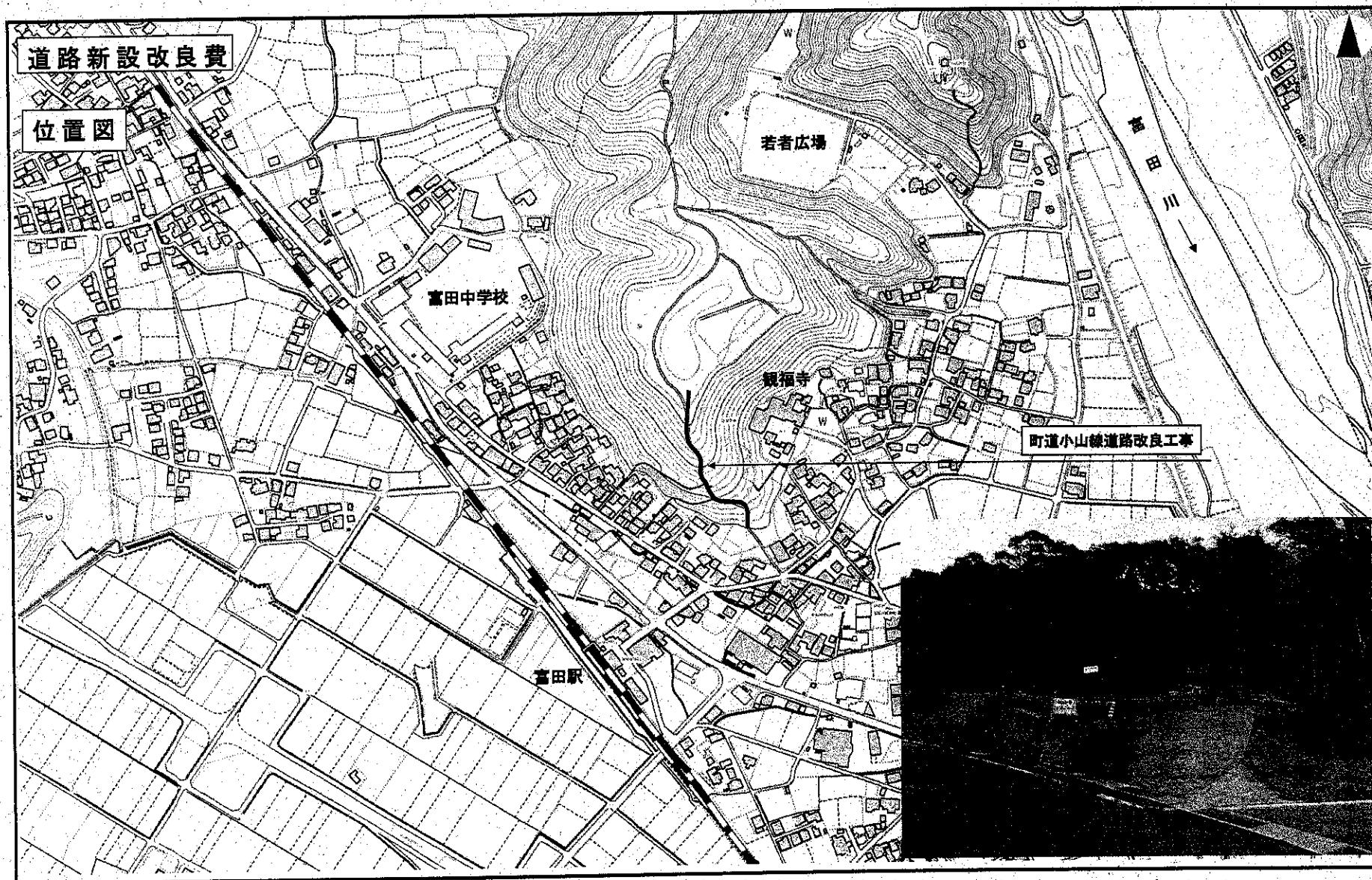
3. 公民館費	34,220	361	34,581				361	10. 需用費	361	電気料 143 修繕料 218
4. 図書館費	30,478	140	30,618				140	10. 需用費	52	電気料 52
								17. 備品購入費	88	コピー機購入費 88
計	381,381	501	381,882				501			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 体育施設費	64,646	1,447	66,093				1,447	10. 需用費	1,447	下水道使用料 158 水道料 73 電気料 1,216
4. 日置川給食センター費	28,037	434	28,471				434	10. 需用費	434	電気料 123 器具修繕料 311
6. 学校給食費	83,647	1,910	85,557				1,910	10. 需用費	1,910	給食材料費 1,910
計	222,425	3,791	226,216				3,791			
歳出合計	15,515,800	340,000	15,855,800	63,684	62,900	101,414	112,002			



議案第 114 号

令和 7 年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和7年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,755,300千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰越金		17,281	781	18,062
	1.繰越金	17,281	781	18,062
歳入合計		2,754,519	781	2,755,300

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 諸支出金		20,187	781	20,968
	1. 償還金及び還付加算金	11,789	781	12,570
歳 出 合 計		2,754,519	781	2,755,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7.繰越金	17,281	781	18,062
歳入合計	2,754,519	781	2,755,300

単位：千円

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9. 諸支出金	20,187	781	20,968				781
歳 出 合 計	2,754,519	781	2,755,300				781

2 歳 入

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 前年度繰越金	17,281	781	18,062	1. 前年度繰越金	781	前年度剰余金繰越金 781
計	17,281	781	18,062			
歳入合計	2,754,519	781	2,755,300			

3 歳 出

(款) 9. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. その他償還金	9,789	781	10,570				781	22. 償還金、利子及び割引料	781	過年度国民健康保険保険者努力者支援交付金返還金 781
計	11,789	781	12,570				781			
歳出合計	2,754,519	781	2,755,300				781			

議案第115号

令和7年度

白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和7年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度白浜町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,724千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ768,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		295,843	9,818	305,661
	1. 後期高齢者医療保険料	295,843	9,818	305,661
5. 諸収入		2,312	7,906	10,218
	3. 雑入	2,311	7,906	10,217
歳入合計		750,818	17,724	768,542

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		730,297	9,818	740,115
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	730,297	9,818	740,115
5. 諸支出金		210	7,906	8,116
	2. 繰出金	0	7,906	7,906
歳 出 合 計		750,818	17,724	768,542

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	295,843	9,818	305,661
5. 諸収入	2,312	7,906	10,218
歳入合計	750,818	17,724	768,542

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	730,297	9,818	740,115				9,818
5. 諸支出金	210	7,906	8,116				7,906
歳 出 合 計	750,818	17,724	768,542				17,724

2 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療保険料	295,843	9,818	305,661	1. 現年度分特別徴収保険料	9,818	現年度分特別徴収保険料 9,818
計	295,843	9,818	305,661			

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

1. 雑入	2,311	7,906	10,217	1. 雑入	7,906	後期高齢者医療広域連合負担金精算還付金 7,906
計	2,311	7,906	10,217			
歳入合計	750,818	17,724	768,542			

3 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	730,297	9,818	740,115				9,818	18. 負担金、補助 及び交付金	9,818	後期高齢者医療広域連合納付金 9,818
計	730,297	9,818	740,115				9,818			

(款) 5. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰 出金	0	7,906	7,906				7,906	27. 繰出金	7,906	一般会計繰出金 7,906
計	0	7,906	7,906				7,906			
歳出合計	750,818	17,724	768,542				17,724			

議案第116号

令和7年度

白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度白浜町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86.1千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,472,301千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		848,917	521	849,438
	2. 国庫補助金	304,832	521	305,353
6. 繰入金		619,849	340	620,189
	1. 一般会計繰入金	545,605	340	545,945
歳入合計		3,471,440	861	3,472,301

単位：千円

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		94,165	861	95,026
	1. 総務管理費	61,735	861	62,596
歳 出 合 計		3,471,440	861	3,472,301

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	848,917	521	849,438
6. 繰入金	619,849	340	620,189
歳入合計	3,471,440	861	3,472,301

単位：千円

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	94,165	861	95,026	521			340
歳出合計	3,471,440	861	3,472,301	521			340

2 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 介護保険事業補助金	0	521	521	1. 介護保険事業補助金	521	介護保険事業費補助金 521
計	304,832	521	305,353			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

4. その他一般会計繰入金	138,608	340	138,948	2. 事務費繰入金	340	事務費繰入金 340
計	545,605	340	545,945			
歳入合計	3,471,440	861	3,472,301			

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	61,408	861	62,269	521			340	12. 委託料	861	システム改修委託料 861
計	61,735	861	62,596	521			340			
歳出合計	3,471,440	861	3,472,301	521			340			

議案第 117 号

令和 7 年度

白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		（ 計 ）
	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	
第1款 資本的収入	4, 0 1 8 千円	1 2, 1 0 0 千円	1 6, 1 1 8 千円
第1項 企業債	1, 6 0 0 千円	1 2, 1 0 0 千円	1 3, 7 0 0 千円
	支 出		（ 計 ）
	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	
第1款 資本的支出	9 3, 8 1 5 千円	1 2, 1 0 0 千円	1 0 5, 9 1 5 千円
第1項 建設改良費	4, 6 0 0 千円	1 2, 1 0 0 千円	1 6, 7 0 0 千円

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		計
	補正前	補正額	
	千円	千円	千円
公共下水道事業	9,900	12,100	22,000
計	9,900	12,100	22,000

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）実施計画

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の収入			4,018	12,100	16,118	
	1. 企業債		1,600	12,100	13,700	
		1. 企業債	1,600	12,100	13,700	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の支出			93,815	12,100	105,915	
	1. 建設改良費		4,600	12,100	16,700	
		2. 処理場改良事業費	0	12,100	12,100	

令和7年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）基礎資料

（款）資本的収入

（項）企業債

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 企業債	1,600	12,100	13,700	1. 企業債	12,100	
計	1,600	12,100	13,700			

（款）資本的支出

（項）建設改良費

2. 処理場改良事業費	0	12,100	12,100	1. 工事請負費	12,100	空調設備更新事業
計	4,600	12,100	16,700			

令和7年度白浜町下水道事業特別会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

円

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	6,737,149
減価償却費	192,494,000
賞与引当金の増減額(△は減少)	138,000
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	7,000
長期前受金戻入額	△ 94,603,000
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息	13,696,000
未収金の増減額(△は増加)	6,336,143
未払金の増加額	1,425,840
前受金・預り金の増減	0
小計	126,230,132
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 13,696,000
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	112,535,132

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 15,181,818
国庫等補助金による収入	1,849,092
基金取崩しによる収入	384,000
基金への積立による支出	△ 385,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 13,333,726

	円
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,700,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 88,830,000
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	<u>△ 75,130,000</u>
4. 資金に係る換算差額	0
5. 資金増加額 (△は減少額) ④=①+②+③	24,071,406
6. 資金期首残高	<u>59,898,737</u>
7. 資金期末残高	<u><u>83,970,143</u></u>

令和 7 年度白浜町下水道事業特別会計予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
イ	土 地		866,816,946		
ロ	建 物	739,457,295			
	減価償却累計額	<u>△ 40,352,654</u>	699,104,641		
ハ	構 築 物	4,738,307,402			
	減価償却累計額	<u>△ 473,182,317</u>	4,265,125,085		
ニ	機械及び装置	287,121,936			
	減価償却累計額	<u>△ 59,506,420</u>	227,615,516		
ホ	車両運搬具	1,134,720			
	減価償却累計額	<u>△ 770,986</u>	363,734		
ヘ	工具器具及び備品	1,460,534			
	減価償却累計額	<u>△ 164,220</u>	<u>1,296,314</u>		
	有形固定資産合計			6,060,322,236	

	円	円	円	円
(2) 投資その他の資産				
イ 基 金	<u>616,334</u>			
投資その他の資産合計		<u>616,334</u>		
固定資産合計				6,060,938,570
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金		83,970,143		
(2) 未 収 金		<u>9,708,423</u>		
流動資産合計			<u>93,678,566</u>	
資 産 合 計			<u>6,154,617,136</u>	
	負 債 の 部			
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債		<u>990,133,111</u>		
固定負債合計				990,133,111
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債		91,975,775		
(2) 未 払 金		9,755,760		
(3) 引 当 金		3,103,000		
(4) 預 り 金		<u>31,170</u>		
流動負債合計				104,865,705

	円	円	円	円
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			2,829,341,013	
(2) 収益化累計額			<u>△ 282,410,369</u>	
繰延収益合計				<u>2,546,930,644</u>
負債合計				<u>3,641,929,460</u>

資 本 の 部

6 資本金				
(1) 固有資本金			1,956,242,644	
(2) 出資金			<u>93,492,000</u>	
資本金合計				2,049,734,644
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		2,325,440		
ロ 補助交付金		145,753		
ハ 国庫補助金		<u>432,245,753</u>		
資本剰余金合計			434,716,946	

	円	円	円	円
(2) 利益剰余金				
イ 当年度末処分利益剰余金		<u>28,236,086</u>		
利益剰余金合計			<u>28,236,086</u>	
剰余金合計				<u>462,953,032</u>
資本合計				<u>2,512,687,676</u>
負債資本合計				<u>6,154,617,136</u>

報告第10号

第57期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、第57期南白浜温泉株式会社の経営状況（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第 57 期

決 算 報 告 書

令和 6 年 10 月 1 日から

令和 7 年 9 月 30 日まで

南 白 浜 温 泉 株 式 会 社

(法人番号:6170001009142)

添 付 書 類

第57期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）事業報告

1. 営業の概況

(1) 当社の業況と課題

当期におけるわが国の経済は、コロナ禍後におけるインバウンド需要の回復や国内の旅行需要等の回復や円安状況等が続いている状況のなか、海外資本による国内不動産等への投資意識が高まっております。

当期におきましては、新規加入件数は1件で解約3件ありました。

売上高では給湯料収入が、前期比107.5%となりました。

売上原価では、修繕及び維持費が前期比97.8%で当期売上原価は前期比102.8%となりました。

販売費及び一般管理費は前期比109.8%となり、当期純利益は645千円の計上となりました。

今期においても、海外資本をはじめ宿泊施設等への需要の高まりから、供給に関する問い合わせも年間を通じてあり、今期は1件の新規加入を頂きましたが、特に海外資本からの問い合わせについては商習慣の違い等からなかなか新規契約には繋がっていないのが実情です。

温泉の安定供給を図るため、毎年6月と12月に1週間の休湯日を設定し集中的な補修等を実施しております。しかし、設備の老朽化は年々進み修繕及び維持費が嵩む状況にあります。

また、昨今の需要の高まりが今後も続くようであれば現在の湯量では全ての需要を満たせないことも考えられることから、抜本的な対策等の検討も必要になると考えられます。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 業績の推移

(千円)

	54 期	55 期	56 期	57 期
売上高	16,609	17,587	20,167	19,182
経常利益	△137	1,162	2,522	874
当期利益	△566	718	2,302	645
総資産	79,686	79,686	86,220	83,887

※消費税抜きで表示しています。

2. 会社の概要

(1) 主要な事業内容

温泉の供給、販売

前号に関する一切の業務

(2) 事業所

本店 和歌山県西牟婁郡白浜町 2927 番地の 1767

(3) 当会社の発行可能株式総数 40,000 株

(4) 発行済株式の総数 10,000 株

(5) 当期末株主数 2 名

株主名	当社への出資状況	
	株式数	持株比率
白浜町	5,000 株	50%
南白浜温泉株式会社	5,000 株	50%

(6) 従業員の状況

従業員数		前期末比較増減
社 員	1 名	0 名
契約社員	0 名	0 名
計	1 名	0 名

(7) 取締役及び監査役（令和 7 年 9 月 30 日現在）

代表取締役	大 江 康 弘
取締役	愛 須 康 徳
取締役	玉 置 康 仁
取締役	新 田 将 史
監査役	藪 本 忍

(8) 商業登記

役員変更登記無し

令和 7年 9月30日現在

(單位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I (資 産 の 部) 流動 未 預 産 金 料 料 産 用 現 未 棚 前	(57,536,979) 53,806,069 1,489,814 79,200 1,980,216 181,680	I (負 債 の 部) 流 動 掛 費 税 税 買 未 未 未 預 前 受 取 金 益	(1,481,840) 294,214 207,513 224,700 157,000 109,615 488,798
II 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 構 機 械 及 運 搬 機 具 土 工 土 工 土 工 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	(26,350,336) (20,830,336) 63,781 2,220,784 2,786,502 1 1 15,600,000 81,600 77,667	II 固 定 負 債 長 期 預 期 未 保 証 金 金	(34,439,760) 34,350,000 89,760
無 形 固 定 資 産 電 話 加 入 権	(50,000) 50,000	負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部)	35,921,600
投 資 そ の 他 の 資 産 保 險 積 立 金	(5,470,000) 5,470,000	I 株 主 本 金 1. 資 本	(47,965,715) 10,000,000
		2. 資 本 剰 余 金	(0)
		3. 利 益 剰 余 金 (1) そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	(49,310,715) (49,310,715) 49,310,715
		4. 自 己 株 式	△ 11,345,000
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)
III 繰 延 資 産	(0)	III 新 株 予 約 権	(0)
資 産 の 部 合 計	83,887,315	純 資 産 の 部 合 計	47,965,715
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	83,887,315

令和 6年10月 1日から
令和 7年 9月30日まで

(單位：円)

4

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 6年10月 1日から

令和 7年 9月30日まで

(単位: 円)

科 目	金 額
通 勤 手 当	65,448
退 職 共 済 掛 金	229,360
送 配 達 費	2,836
会 議 員 給 与	15,909
従 業 員 給 賞 利	4,091,482
従 業 員 福 利 費	1,021,600
法 定 福 生 償 却 費	820,484
厚 修 価 繕 却 費	4,802
減 価 償 却 費	1,164,447
事 務 用 消 耗 品 費	167,946
通 道 信 耗 品 費	45,298
水 道 光 熱 費	113,773
租 税 公 費	79,283
寄 付 交 際 金	232,300
接 待 交 際 料	18,000
保 険 費	6,138
備 品 消 耗 品 費	208,288
管 理 諸 費	53,605
車 兩 燃 料 費	1,242,100
雑 合 計	54,759
	117,400
	9,755,258

棚卸資産の計算内訳

令和 7年 9月30日現在

(単位: 円)

科 目	金 額
原 材 料	1,968,700
貯 蔵 品	11,516
合 計	1,980,216

株主資本等変動計算書

令和 6年10月 1日から
令和 7年 9月30日まで

(単位: 円)

I 株 主 資 本			
1. 資 本 金	当期首残高		10,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>10,000,000</u>
2. 利 益 剰 余 金			
(1) その他利益剰余金	当期首残高		48,664,834
繰越利益剰余金	当期変動額		
	当期純利益	645,881	645,881
	当期末残高		<u>49,310,715</u>
その他利益剰余金合計	当期首残高		48,664,834
	当期変動額		
	当期純利益	645,881	645,881
	当期末残高		<u>49,310,715</u>
3. 自 己 株 式	当期首残高		-11,345,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>-11,345,000</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高		47,319,834
	当期変動額		
	当期純利益	645,881	645,881
	当期末残高		<u>47,965,715</u>
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新 株 予 約 権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		47,319,834
	当期変動額		
	当期純利益	645,881	645,881
	当期末残高		<u>47,965,715</u>

監査報告書（謄本）

令和7年11月18日

南白浜温泉株式会社

代表取締役 大江 康弘 様

監査役 藪 本 忍



私、監査役は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及びその業務執行部門から営業の報告を受け、決裁書類等の重要書類を閲覧し、会計帳簿、計算書類及び付属明細書の検討等、必要と認めた方法を用いて監査いたしました。

その結果、次のとおり報告します。

1. 貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示している。
2. 事業報告は法令及び定款に従い、営業の経過、その他会社の状況を正しく示している。
3. 付属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、記載の脱漏や不実の記載もしくは会計帳簿及び計算書類の記載と不一致は認められない。
4. 取締役の職務遂行に関しては、指摘すべき不正の行為または法令もしくは定款に反する重大な事実とは認められない。